

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			95,680
普通預金	北日本銀行 大通支店		運転資金として			106,055,204
定期預金	北日本銀行 大通支店		運転資金として			28,200,000
定期積金	北日本銀行 大通支店		運転資金として			7,300,000
			小計			141,650,884
事業未収金	国民健康保険連合会介護報酬他		2～3月分介護報酬等			44,125,715
未収金	コートレス厨川、デイサービス		3月分職員給食費他			48,202
貯蔵品	医薬品、おむつ在庫、非常食備蓄		介護事業			578,565
前払費用	あいおい損害保険		火災保険前払分			1,174,443
	流動資産合計			0	0	187,577,809
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
建物	盛岡市厨川二丁目55-3,54-37	2006年度	特別養護老人ホーム	747,277,645	339,085,894	408,191,751
	基本財産合計			747,277,645	339,085,894	408,191,751
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	コートレス厨川他	2006年度	物置1棟他	162,330	162,329	1
構築物	外構工事他3件		社会福祉事業	30,994,114	24,212,600	6,781,514
車輦運搬具	トヨタハイエース他2台		利用者送迎用	10,342,514	10,342,511	3
器具及び備品	カリスト電動ベット他123台		社会福祉事業	39,203,459	32,052,325	7,151,134
有形リース資産	富士通パソコン18台、タブレット6台		社会福祉事業	2,838,240	993,384	1,844,856
権利	水道施設開発負担金		指定介護老人施設に使用している	1,994,435	1,758,907	235,528
無形リース資産	ウイズマン請求システム、		社会福祉事業	6,875,280	2,406,348	4,468,932
退職給付引当資産	岩手県社会福祉協議会		民間社会福祉事業職員共済掛金			15,430,731
人件費積立資産	定期預金 北日本銀行 大通支店		将来における給与支給の目的のために積立している定期預金			13,000,000
施設・設備整備積立資産	定期預金 北日本銀行 大通支店		将来における施設設備整備の目的のために積立している定期預金			51,500,000
	その他の固定資産合計			92,410,372	71,928,404	100,412,699
	固定資産合計			839,688,017	411,014,298	508,604,450
	資産合計			839,688,017	411,014,298	696,182,259
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金						
1年以内返済予定設備資金借入金	3月分業者支払他					15,993,661
	(独)福祉医療機構					22,570,000
	(一財)地域整備財団					6,400,000
	小計					28,970,000
1年以内返済予定長期運営資金借入金	北日本銀行 大通支店					6,467,000
1年以内返済予定リース債務	リコーリース株式会社					1,942,704
職員預り金	3月分源泉所得税他					696,141
賞与引当金	平成28年度 6月期分					4,751,043
	流動負債合計			0	0	58,820,549
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金						
	(独)福祉医療機構					112,850,000
	(一財)地域整備財団					6,400,000
	小計					119,250,000
長期運営資金借入金	北日本銀行 大通支店					25,868,000
リース債務	リコーリース株式会社					4,371,084
退職給付引当金	岩手県社会福祉協議会					15,430,731
	固定負債合計			0	0	164,919,815
	負債合計			0	0	223,740,364
	差引純資産			839,688,017	411,014,298	472,441,895

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が増減ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。